

平成27年度 2号・3号認定子ども皆野町利用者負担額表（保育料）

国の利用者負担額（参考）

国	利用児童の属する世帯の階層区分 定義	満3歳未満児		満3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	
2	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	
3	1円以上 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	
		48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
4	市町村民税所得割 の額が次の区分に 該当する世帯	97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
		169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
7	301,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	
8	397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	

国の基準より大幅に減額

皆野町の利用者負担額表

国階層	町階層	利用児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満子ども		3歳以上子ども		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
第3階層	第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	8,400円	8,400円	6,200円	6,200円	
	第4階層	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 12,150円未満	8,900円	8,700円	6,800円	6,700円
	第5階層		12,150円以上 24,300円未満	9,400円	9,200円	7,400円	7,200円
	第6階層		24,300円以上 36,450円未満	10,900円	10,700円	9,200円	9,000円
	第7階層		36,450円以上 48,600円未満	12,300円	12,100円	11,000円	10,800円
第8階層	48,600円以上 56,800円未満		13,900円	13,700円	12,200円	12,000円	
第4階層	第9階層	56,800円以上 65,000円未満	15,500円	15,200円	13,400円	13,200円	
	第10階層	65,000円以上 81,000円未満	18,000円	17,700円	15,800円	15,500円	
	第11階層	81,000円以上 97,000円未満	19,700円	19,400円	16,900円	16,600円	
第5階層	第12階層	97,000円以上 109,000円未満	21,300円	20,900円	18,000円	17,700円	
	第13階層	109,000円以上 121,000円未満	23,000円	22,600円	18,600円	18,300円	
	第14階層	121,000円以上 145,000円未満	24,700円	24,300円	19,200円	18,900円	
第6階層	第15階層	145,000円以上 169,000円未満	29,500円	29,000円	19,800円	19,500円	
	第16階層	169,000円以上 213,000円未満	32,200円	31,700円	20,400円	20,100円	
	第17階層	213,000円以上 257,000円未満	34,800円	34,200円			
	第18階層	257,000円以上 301,000円未満	40,000円	39,300円			
第19階層	301,000円以上 397,000円未満	42,700円	42,000円				
第8階層	第20階層	397,000円以上	44,100円	43,300円			

注意 上記表の、階層区分決定の基礎となる市町村民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額とします。（調整控除のみ適用しています。）

①年齢はクラス年齢です。保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定します。

②第2階層から第3階層までに該当する世帯が次のいずれかに該当する場合は、次の表の額になります。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児(者)のいずれかを有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に定める療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯

階層区分	利用者負担額(月額)			
	3歳未満子ども		3歳以上子ども	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2	0円	0円	0円	0円
第3	7,400円	7,400円	5,200円	5,200円

③国の基準

就学前のきょうだいと同時に、保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍している児童が2人以上いる場合において、年齢の高い順から2人目の児童の利用者負担額は半額に、3人目以降の児童は無料になります。

④皆野町の場合

③の国基準に加え、年度の初日において、同一世帯に就学前にかかわらず、中学生までのきょうだいが3人以上いる場合は、年齢が高い順から3人目以降の児童については無料とします。ただし、保育料負担者が町税や保育料を滞納している場合は無料となりません。滞納が解消したことが確認できた翌月分から無料とすることができます。

⑤保育料にかかる世帯状況の変更の届出を出されても(生活保護受給開始、離婚など)変更は翌月分からになります。

⑥8月分以前の保育料は前年度、9月分以降の保育料は当該年度の税額で決定されます。

⑦基本保育時間を超えて保育を利用する場合は、施設で決められた延長保育料が別途必要になります。

